

行橋市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年9月24日

行橋市長 工藤 政宏

行橋市規則第43号

行橋市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

行橋市職員住居手当支給規則（昭和46年行橋市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「もの」を「者」に改め、同条に後段として次のように加える。

住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

第9条を次のように改める。

第9条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第9条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。